

17. 03

**意匠登録出願の分割をする場合、もとの意匠登録出願について  
の必要な補正の取扱い**

1. 意匠登録出願を分割する場合のもとの出願の補正は、もとの出願に包含されている二以上の意匠のうち分割に係る意匠を削除するものである。  
なお、当該補正にあたって分割に係る意匠を削除してもなおもとの意匠登録出願に二以上の意匠が残存する場合は、そのうちの不用なものを除外して一意匠にすることができる。
2. 意匠登録出願を分割する場合の必要なもとの出願の補正は、分割と同時にする。（意施19条第3項により準用する特施30条）  
ただし、この補正を分割と同時にしなかった場合は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、行うことができる。
3. なお、二以上の意匠を包含し、意匠法第7条に規定する要件を満たさない意匠登録出願を一意匠にする補正是これを認めるものとする。

(説明)

二以上の意匠を包含する意匠登録出願について意匠の一部を除外して残余の意匠に減縮するためには、意匠法は手続の補正の制度を設けているにとどまるから、手続の補正によらざるをえないものである。したがって、この補正是要旨を変更しないものとして扱う。